

氏名 _____

令和7年11月1日実施 関東運輸局法令試験問題
(特定指定地域)
解答用紙

I

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	
36		37		38		39		40	

II

41		42		43		44		45	
----	--	----	--	----	--	----	--	----	--

令和7年11月1日 関東運輸局法令試験問題
(特定指定地域)

- (注意事項) 1 本試験問題については、特段の指示がない限り、令和7年5月1日現在で施行されている法令等に基づくものとする。
- 2 本試験問題中「タクシー」とあるのは、タクシー業務適正化特別措置法の問題を除き、「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

I 次の1から40までの文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- 1 個人タクシー事業者は、運行管理を自ら行わなければならないため、運行管理者資格者証の交付を受けなければなりません。
- 2 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合、「再発防止対策」について記録する必要はありません。
- 3 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を整理して2年間保存しなければなりません。
- 4 身体障害者割引は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳を所持している者に適用するものとし、営業的割引条件にも該当する場合は、いずれか高い率を適用し、割引の重複はできません。
- 5 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより一般乗用旅客自動車運送事業者が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めることが規定されています。
- 6 タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく指定地域内のタクシー事業者が、当該指定地域内の営業所にタクシーを配置したときは、遅滞なく、当該自動車について自動車登録番号、タクシー又はハイヤーの別その他の国土交通省令で定める事項を行政庁に届け出なければなりません。

- 7 一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、迎車回送しようとする場合には、回送板を掲出しなければなりません。
- 8 個人タクシー事業者は、旅客の運賃その他運輸に関する料金の認可申請をしようとする場合には、運賃及び料金の収受並びに事業者の責任に関する事項を申請書に記載しなければなりません。
- 9 乗車する時には気が付かない場合であっても、運送の途中に旅客が事業用自動車内に持込みを制限されている物品（旅客自動車運送事業運輸規則で規定されている物品）を携帯していることが判明したときは、その時点で当該旅客に対し運送の継続を拒絶することができます。
- 10 1年以上の拘禁刑（懲役又は禁錮の刑）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過していない者であっても、個人タクシー事業の許可を受けることができます。
- 11 期限更新日において年齢が満65歳以上の事業者は、期限更新申請書に旅客自動車運送事業運輸規則に定めるところによる高齢者に対する適性診断（高齢者診断）を受診したことを証する書面を添付すれば、公的医療機関等の医療提供施設において健康診断を受診したことを証する書面を添付する必要はありません。
- 12 個人タクシー事業者は、天災その他の事故により、旅客が重傷を負ったときは、すみやかに、その旨を家族に通知した場合、保護する必要はありません。
- 13 自動車事故報告規則の規定に基づく報告書は、管轄の警察署が発行する事故証明書をもってこれに替えることはできません。
- 14 個人タクシー事業の譲渡及び譲受が終了した場合、その旨を届け出る必要があります。
- 15 運転者が交通状況を確認するために必要な視野を確保できれば、タクシーの前面ガラスにはり付けるものに制限はありません。

- 1 6 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供してはなりません。運送の途中において当該事業用自動車に故障が発生した場合に、これらの器具及び部品を容易に供給することができるとき、又は旅客の運送を容易に継続することができるときであっても、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供することはできません。
- 1 7 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、地方運輸局長が定める区域を単位としています。
- 1 8 個人タクシー事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から2週間以内にその旨を届け出なければなりません。
- 1 9 タクシー業務適正化特別措置法に基づく個人タクシー事業者乗務証は、タクシーの前面ガラスの内側に、個人タクシー事業者乗務証の表をタクシーの外部に、裏を内部に向けて、利用者に見易いように表示しなければなりません。
- 2 0 旅客自動車運送事業者は、旅客に対してのみ、公平かつ懇切な取扱いをしなければなりません。
- 2 1 旅行鞆等を携行する旅客から運送の申込みがあったときには、タクシーに当該旅行鞆等を積載するとその積載の方法が道路交通法違反となる場合であっても、運送の引受けを拒絶することはできません。
- 2 2 個人タクシー事業者が、旅客の運送を目的としないで運行している場合は、個人タクシー事業者乗務証を当該タクシーに表示する必要はありません。
- 2 3 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、旅客は、運転者が運送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければならないことが規定されています。
- 2 4 自動車の使用者は、自動車検査証記録事項について変更があったときは、その事由があった日から30日以内に、当該事項の変更について国土交通大臣が行う自動車検査証の変更記録を受けなければなりません。

- 2 5 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合、一定の事項を記録し、その記録を少なくとも1年間保存しなければなりません。
- 2 6 自動車点検基準に規定する日常点検基準においては、タクシーの原動機については、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に点検を行えばよいこととなっています。
- 2 7 個人タクシー事業者は、金額の多少にかかわらず、運賃又は料金を収受した場合であって旅客の請求があったときは、収受した運賃又は料金の額を記載した領収証を発行しなければなりません。
- 2 8 道路運送法の目的規定には、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図ることが定められています。
- 2 9 旅客自動車運送事業者は、事業報告書及び輸送実績報告書を毎年5月31日までに行政庁に提出しなければなりません。
- 3 0 タクシー業務適正化特別措置法の「特定指定地域」とは、指定地域のうち、特に輸送の安全を確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域で国土交通大臣が指定するものをいいます。
- 3 1 付添人を伴わない重病者であっても、運送の引受けを拒絶することはできません。
- 3 2 個人タクシー事業者が個人タクシー事業者乗務証をよごし、損じ、又は失ったときは、その再交付を受けることができます。
- 3 3 事業を休止中の個人タクシー事業者が、営業所の位置の変更を行いました。この場合、休止中であっても事業計画変更の手続きが必要です。
- 3 4 個人タクシー事業の許可期限の更新申請書には、自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書を添付すれば自動車運転免許証の写しの添付の必要はありません。

- 3 5 タクシー運転者は、タクシーの故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに旅客を誘導して退避させれば、列車に対し適切な防護措置をとる必要はありません。
- 3 6 個人タクシー事業者の運送約款には、勤務時間に関する事項を定める必要はありません。
- 3 7 自動車の所有者の変更（名義変更）の場合、道路運送車両法の規定に基づく移転登録の申請をしなければなりません。
- 3 8 3 0 分休憩した場合、業務記録に、その休憩の記録は不要です。
- 3 9 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはなりません。
- 4 0 一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして、国土交通省令で定める料金は、時間指定配車料金及び車両指定配車料金です。

Ⅱ 次の条文の４１から４５までの（ ）内に入る正しい字句を下欄から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

(旅客自動車運送事業運輸規則)

第四十五条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 事業用自動車の構造及び（４１）並びに運行する道路の状況、走行距離等の使用の条件を考慮して、（４２）に行う点検の（４３）を作成し、これに基づいて点検し、必要な（４４）をすること。

二 前号の点検及び（４４）をしたときは、道路運送車両法第四十九条の規定に準じて、点検及び（４４）に関する（４５）に記載し、これを保存すること。

ア 装置	イ 計画	ウ 整備
エ 日報	オ 定期	カ 記録簿
キ 基準	ク 管理	ケ 機能
コ 日常		

**令和7年11月1日実施 関東運輸局法令試験問題
(特定指定地域) 模範解答**

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

なお、実物の解答用紙の様式は用紙がB4サイズ縦で横10マスの4行ですが、A4サイズだと窮屈なので従来通り5マス8行のままにしています。

I

1	× 運23	2	× 輸26-2	3	× 輸3	4	× 運賃制度	5	○ 約款10
6	× 特44	7	× 輸50	8	× 運施10-3	9	○ 運13+52	10	× 運7
11	× 期限更新	12	× 輸19	13	○ 事故3	14	○ 運施66	15	× 保安29
16	× 輸43	17	○ 運施5	18	× 運38	19	○ 特施12+35	20	× 輸2
21	× 運13	22	○ 特46	23	○ 約款2	24	× 車67	25	× 輸26-2
26	○ 点検別表	27	○ 輸10	28	○ 運1	29	× 報告2	30	× 特2
31	× 輸13	32	○ 特施33	33	○ 運15ほか	34	× 期限更新	35	× 輸50
36	○ 運施12	37	○ 車13	38	× 輸25	39	○ 運30	40	○ 運施10-4

II

41	ア	42	オ	43	キ	44	ウ	45	力
----	---	----	---	----	---	----	---	----	---

■ 10 は令和7年6月に施行された法改正を考慮した新型設問です。